

令和3年5月27日開会

第727回むつ市教育委員会

参 考 資 料

議案第1号	1頁
報告第1号	5頁
報告第3号	7頁

議案第一号 参考資料

むつ市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

平成29年3月29日公表
むつ市教育委員会訓令甲第3号

(設置)

第1条 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業が連携し、将来を担う子どもたちの安全・安心を確保し、心豊かで健やかに育むための環境づくりを目指すために、むつ市放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策に関すること。
- (2) 事業計画の策定、検証及び評価に関すること。
- (3) 地域の協力者等の人材確保に関すること。
- (4) 活動プログラムの企画及び充実並びに児童の安全管理方策に関すること。
- (5) 地域コーディネーター、放課後児童支援員等の資質向上に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認める事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員12名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域コーディネーター
- (2) 放課後児童支援員
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 教育部局職員
- (6) 福祉部局職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命をした日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営委員会の会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後、最初の会議は教育委員会が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 会議は、委員半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会長は、委員以外の者の意見を聞く必要があるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務局は、教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月10日教委訓令甲第2号)

この訓令は、公表の日から施行する。

報告第一号 参考資料



建設当初から使用しているキュービクル



屋内運動場（暖房設備なし）

市立第二田名部小学校空調改修工事
 昭和50年建設の第二田名部小学校の屋内運動場暖房及び必要な部屋への
 エアコンの新設を行う工事である。

○工事内容

- ・校舎棟、特別支援教室、職員室、校長室にはエアコンを設置。
- ・保健室、初めから使用し続けているキュービクル本体の更新。
- ・屋内運動場暖房新設、外壁改修、屋根材に雪止め設置、防雪壁設置

落雪対策壁新設

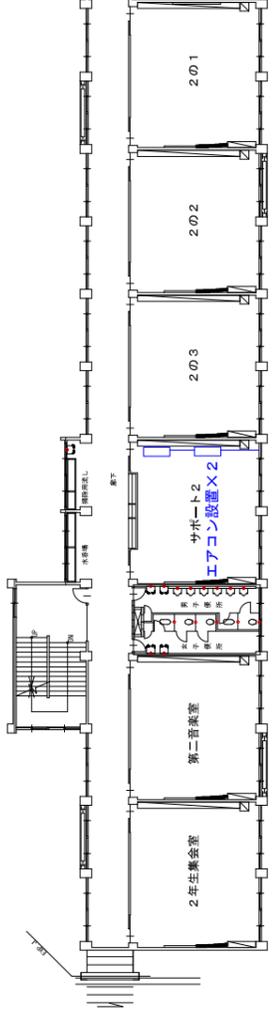
輻射熱暖房機新設 計8台

外壁改修

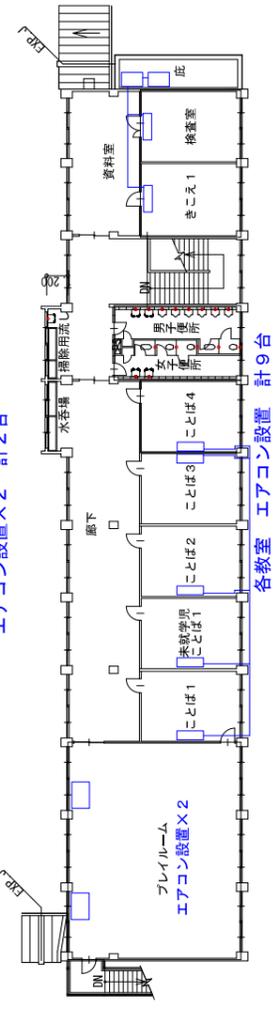
屋根材へ雪止め設置

キュービクル更新

エアコン設置



中央棟 2階平面図 S=1/400
エアコン設置×2 計2台



南棟 2階平面図 S=1/400
各教室 エアコン設置 計9台

1階平面図 S=1/400
エアコン合計26台設置

	工事名	市立第二田名部小学校 空調改修工事	図面番号	1/1
	図面名	1階平面図	年月日	2019.11

報告第三号 参考資料

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

大型連休中の感染予防に係る対応について

現在国内では、新規感染者が5,000人を超え第4波の到来とともに、感染力が強いとされる変異株による感染の拡大等により、国では東京都、大阪府、兵庫県、京都府には3回目の緊急事態措置を適用し、7県にまん延防止等重点措置を適用するなどこれまでにない危機感をもった対応がなされております。

県内でも、3月上旬から新規感染者が継続して発生し、感染経路不明者が大幅に増加、複数のクラスターの発生、また、変異株を有する症例も確認されるなど、このまま感染が拡大し続けると、医療提供にも支障が生じる恐れが懸念されております。

大型連休を迎えるにあたり今一度、感染予防対策を図る必要がありますので、下記事項について、貴下職員に確実に周知し、留意の上対応くださるようお願いいたします。

記

【期間：4月29日（木）から5月9日（日）まで】

- (1) 感染者多数発生地域（緊急事態措置適用地域、まん延防止等重点措置適用区域及び直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県）への不要不急の往来は強く自粛を求める。
- (2) 下北5市町村以外への往来も極力控える。
- (3) 感染者多数発生地域からの家族、親族等の不要不急の来訪はできるだけ控えていただく。
- (4) 会食については、普段一緒にいる人と少人数で短時間で行うようにし、仮に親戚や友人であっても普段一緒にはいない人とは極力控える。

職員及び御家族、そして市民の皆様のこれまでの対応がむつ市を新型コロナウイルス感染症から守ってきたということは、まぎれもない事実です。

引き続き、感染予防対策を徹底してくださるよう重ねてお願いいたします。

なお、5月10日以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111（内線3110）

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

大型連休中の感染予防に係る対応について

平素より、教育行政につきまして御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、国では東京都、大阪府、兵庫県、京都府には3回目の緊急事態措置を適用し、7県にまん延防止等重点措置を適用するなどこれまでにない危機感をもった対応がなされております。

県内でも、3月上旬から新規感染者が継続して発生し、感染経路不明者が大幅に増加、複数のクラスターの発生、また、変異株を有する症例も確認されるなど、このまま感染が拡大し続けると、医療提供にも支障が生じる恐れが懸念されております。

大型連休を迎えるにあたり今一度、感染予防対策を図る必要がありますので、下記事項について十分留意の上、御対応くださるようお願いいたします。

記

【期間：4月29日（木）から5月9日（日）まで】

- (1) 感染者多数発生地域（緊急事態措置適用地域、まん延防止等重点措置適用区域及び直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県）への不要不急の往来は極力控える。
- (2) 感染者多数発生地域からの家族、親族等の不要不急の来訪はできるだけ控えていただく。
- (3) 会食については、普段一緒にいる人と少人数で短時間で行うようにし、仮に親戚や友人であっても普段一緒にいない人とは極力控える。

各自の判断において感染予防対策をとりながら行動していただき、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式の実践例」に基づき行動するようお願いいたします。

県内の移動につきましても、感染症の発生状況を十分に確認していただき、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

なお、5月10日以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 22-1111 (内線3110)

む教総第317号
令和3年5月6日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染者が発生した際のフローチャートの変更について

令和3年4月13日開催の教育委員会・校長会合同会議の際において提示いたしました標記フローチャートについて、市感染症対策本部において検討した結果、別紙のとおりの取扱いに変更いたします。

なお、新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業については、すべて教育委員会からの指示といたしますので、各校の判断により行うことのないようお願いいたします。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111(内線3110)

新型コロナウイルス感染症が発生した際のフローチャートの変更について

これまでむつ市では、令和2年7月20日付けで発出した「コロナウイルス感染者が発生した場合の臨時休業等の措置に関するフロー」を活用してきたところであるが、今般、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2020.12.3 Ver.5)や青森県の「新型コロナウイルス感染症Q&A(令和3年1月14日改訂)」等の取扱いが一部変更となったことを踏まえ、このたび臨時休業等の措置について、見直しを図るものである。

1. 国及び県の指針の臨時休業の取扱いについての主な変更点

- ・設置者は、**保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ**、学校の全部又は一部の臨時休業の可否を検討する。(衛生管理マニュアル 61ページ、青森県Q&A 9ページ)

2. 市のフローチャートの変更について

- ・上記の国及び県の取扱いの変更に伴い、別紙1のとおりフローチャートの内容を変更する。
- ・主な変更点は、感染者が発生した場合、

関係する学校を臨時休業 → **保健所の助言・指導を踏まえ市が臨時休業の可否を決定**

- ・保健所の助言・指導により、出席停止のみ、学級閉鎖や学年閉鎖といった一部または学校全部の臨時休業について、その範囲等を決定する。
- ・臨時休業の期間については市で決定する。
- ・具体的な取扱いについては、別紙2のとおり。

新型コロナウイルス感染症発生に伴う市内小中学校の具体的対応等について

R03.4.13

1. 感染者の確認

- ① 児童生徒の保護者または教職員から学校への連絡。
- ② 学校から教育委員会へ報告。
※症状の発生した時期、これまでの行動歴、接触者の有無など可能な範囲での確認。
感染が疑われる本人は検査結果が出るまでの期間も自宅待機。
- ③ 濃厚接触が疑われる場合について
・感染者及び接触者について確認を行う。
※保健所からは学校への影響がある時点での情報提供となり、限定的。ご家庭から学校へ情報提供していただく。
・濃厚接触が疑われるのみでは、保護者からの申告がなければ、学校が自宅待機等について指示を出すことは難しい。

2. 児童生徒（教職員）本人の感染が確認された場合

(1) 児童生徒の場合

- ① 保健所からの助言
・保健所からの助言・指導を踏まえ、出席停止、学級・学年閉鎖等の範囲を決定する。
濃厚接触者の確認に時間を要する場合も保健所の助言・指導を踏まえ、休業等の範囲を決定する。
- ② 休業の範囲
・感染者との接触の範囲が限定的である場合、本人のみまたは数名の出席停止のみもあり得る。
・濃厚接触の範囲が広がる恐れがある場合、クラス、同じフロア等について閉鎖する。
・さらに濃厚接触の範囲が広範囲になるようであれば、全校、関連する学校の臨時休業を検討する（休業の期間については市の判断）。
- ③ 消毒の実施
・当該感染者が活動した範囲を特定して、汚染が想定される物品等の消毒を行う。

(2) 教職員の場合

- ① 保健所からの助言
・保健所からの指導・助言を踏まえ、接触があった他の教職員の出勤の可否、担任の児童生徒の出席停止、学級・学年閉鎖するかどうかの範囲を決定する。
※本人の濃厚接触の確認に時間を要する場合も保健所の助言・指導を踏まえ、休業等の範囲を決定する。
- ② 休業の範囲
・感染者との接触の範囲が限定的である場合、本人のみまたは数名の出席停止のみもあり得る。
・濃厚接触の範囲が広がる恐れがある場合、接触した教職員、担任のクラス等について閉鎖することもあり得る。
・さらに濃厚接触の範囲が広範囲になるようであれば、全校・地域（小中ブロック等）の臨時休業を検討する（休業の期間については市の判断）。
- ③ 消毒の実施
・当該感染者が活動した範囲を特定して、汚染が想定される物品等の消毒を行う。

3. 児童生徒（教職員）が濃厚接触者等の扱いになった場合

(1) 児童生徒の場合

- ① 当該児童生徒は検査結果にかかわらず最終接触日から2週間の出席停止。
- ② 保健所からの助言・指導を踏まえ、その他出席停止が必要とされれば対応する。
※濃厚接触者に当たらなかった場合でも、クラスター防止等のため、保健所の指導等により検査対象となる場合もあり得る。

(2) 教職員の場合

- ① 当該教職員は検査結果にかかわらず最終接触日から2週間の出勤困難休暇。
- ② 濃厚接触にあたらなかった場合でも、保健所からの要請により当該教職員が自宅待機が必要とされれば、在宅勤務で対応する。

4. 感染発生時の具体的手順

(1) 児童が感染した場合

- ① 学校は保護者から連絡を受け、教育委員会へ報告。
- ② 教育委員会は学校を通じて行動歴などを確認。
- ③ 保健所による行動歴などの調査後、その助言・指導を踏まえ、教育委員会で学級閉鎖や臨時休業について範囲、期間等を決定。
- ④ 感染が限定的である場合は一部の児童のみ出席停止。
- ⑤ クラスター対策のため、学校内で広い範囲の検査を行う必要がある場合等、検査のために学校全体を休業することもあり得る。

(2) 保護者が陽性となり、児童が濃厚接触者となった場合

- ① 学校は保護者から連絡を受け、教育委員会へ報告。
- ② 教育委員会は学校を通じて保護者及び児童の行動歴などを確認。
- ③ 学校活動において影響がある場合、保健所から学校へ調査。
- ④ 保健所の助言により、他の児童も出席停止や学級閉鎖等の措置。
- ⑤ 当該児童については、陰性であっても陽性者と最後に接触してから2週間は出席停止。

(3) 保護者が濃厚接触者となった場合（児童が濃厚接触者でない場合）

- ① 学校は家族から連絡を受け、教育委員会へ報告。
- ② 教育委員会は学校を通じて保護者及び児童の行動歴などを確認。
- ③ 保護者からの申し出があれば出席停止にできる。

む教総第339号
令和3年5月6日

各小中学校校長 各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた
対外試合等制限期間の延長について

このことについて、令和3年4月16日付けむ教総第173号において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための当面の対応として、5月5日(水)までの間における部活動等での対外試合等の制限について通知したところです。

しかしながら、青森県内の感染状況はいっそう厳しさを増しており、感染経路不明の感染者が大きく増加し、多くのクラスターの発生と新たに変異株を有する症例も確認され、感染の拡大が引き続き懸念されております。

現在、むつ下北地域においては、学校関係者の感染は確認されていない状況にあるものの、県内の感染状況を踏まえ、新型コロナウイルスの感染防止対策として実施している部活動等の対外試合の禁止等の措置について、6月11日(金)まで延長することといたしましたので、御対応くださるようお願いいたします。

なお、スポーツ少年団等の任意の団体については、上記の内容に準じた形(上部の大会に通じるような公式戦への参加等)で対応するよう各団体に要請することといたします。

※令和3年4月16日付けむ教総第173号の通知文書における「中学校体育連盟等の団体」とは、当該連盟及び中学校文化連盟並びにこれらの団体の上部組織として取り扱います。

【担当】

むつ市教育委員会総務課 工藤
TEL 22-1111(内線3110)

青教ス第139号
令和3年4月28日

各市町村教育委員会
学校保健主管課長 殿

青森県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた
対外試合等の制限期間の延長について（通知）

標記のことについて、県立学校に対して別添写しのとおり通知しましたのでお知らせいたします。

各市町村教育委員会におかれましても、県内の感染状況を踏まえ、適切に対応していただくようお願いいたします。

【担当】 ○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)
学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)
○保健管理等に関すること
スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)



青教ス第139号
令和3年4月28日

各県立学校長 殿

青森県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた
対外試合等の制限期間の延長について (通知)

本県の新型コロナウイルス感染症の発生状況について、感染拡大が危惧される状況にあることから、県教育委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための当面の対応として、5月5日(水)までの間における県立学校の部活動の対外試合及び外部人材の活用を制限することとし、令和3年4月14日付け青教ス第67号で通知したところです。

しかし、その後においても、日ごとに感染状況は厳しさを増しており、4月23日開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(本部長青森県知事)において、このまま感染が拡大し続けると、手術の延期や救急患者の受け入れ困難な状況となるなど、通常の医療提供にも支障が生じかねないところであり、重要な局面に差し掛かっているとの認識が示されました。

このような状況から、県教育委員会では、今後開催が予定されている青森県高等学校総合体育大会、青森県高等学校定時制通信制総合体育大会等を確実に実施し、生徒の活動の成果発表の場を確保できるようにするためには、県立学校における感染防止対策について引き続き万全を期す必要があると判断し、同通知により5月5日(水)までとしている部活動の対外試合及び外部人材の活用の制限期間を、6月11日(金)まで延長することとしました。

県立学校においては、すでに5月6日以降の日程で練習試合等を計画している部活動もあると思いますが、本県の感染拡大状況及び感染防止対策の重要性等について御理解の上、制限期間の延長の措置に御協力くださるようお願いいたします。

つきましては、教職員に対して本通知の内容を周知するとともに、令和2年12月21日付け通知青教ス第919号「部活動実施上の留意事項について」を踏まえて、学校内外における感染防止対策を適切に実施してくださるようお願いいたします。また、児童生徒及び保護者に対しても、本通知の内容を周知の上、感染防止に留意するよう指導願います。

なお、部活動の対外試合等の制限期間については、今後の県内の感染の改善状況等によって変更する可能性があることを申し添えます。

※ 令和3年4月14日付け青教ス第67号の記の1の(1)「対外試合の禁止に記載する青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟等の団体」については、当該連盟、中学校体育連盟及び青森県高等学校文化連盟並びにこれらの団体の上部組織として取り扱います。

【担当】 ○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)
学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)
○保健管理等に関すること
スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)



青教ス第67号
令和3年4月14日

各県立学校長 殿

青森県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた対外試合及び外部講師
に関する対応について（通知）

去る4月9日開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議（本部長青森県知事）において、本県の新型コロナウイルス感染症の発生状況について、感染経路不明の感染者が大きく増加し、多くのクラスターの発生と新たに変異株を有する症例も確認され、感染拡大が危惧される状況にあるとの報告があり、具体的な対策として部活動等の対外試合、外部講師の活用、合宿を当面避けることなどが示されました。

このことから、県教育委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための当面の対応として、5月5日（水）までの間における県立学校の部活動及び外部人材の活用等について下記のとおり取り扱うこととしました。

各学校におかれては、本通知の内容について教職員に周知するとともに、学校内での部活動の練習等の活動における感染防止対策についても適切に実施して下さるようお願いいたします。また、児童生徒及び保護者に対しても、本通知の内容を周知の上、学校外の活動においても感染防止に留意するよう指導願います。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する可能性があることを申し添えます。

記

1 部活動について

(1) 対外試合の禁止

原則として他校との試合（練習試合を含む。）及び合宿（学校単独で行うものを含む。）を禁止すること。

ただし、青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟等の団体が主催又は共催する公式戦については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県、市町村）の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加できることとする。

また、参加に当たっては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、県教育委員会から発出している部活動実施上の留意事項について（令和2年12月21日付け青教ス第919号通知）に基づき万全の感染防止対策を講じること。

【参加する際は】

- ① 毎日こまめな健康チェックをし、体調不良の場合は、参加しないこと。

- ② 競技（運動）の合間や更衣室ではマスク等を着用すること。
- ③ 声援、指示など大声を出さない。
- ④ 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- ⑤ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ⑥ マスクを外した状態での会話は避けること。
- ⑦ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。

【試合後は】

2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医^{*}に相談し、指示を仰ぐこと。

※ かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

(2) 練習等活動時の留意事項

① 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底すること。

② 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティング、食事の際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

2 外部人材の活用について

外部人材（日常的に来校し、指導に当たっている者を除く。）の来校による直接の指導等は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信、オンライン等により実施すること。

ただし、健康診断や交通安全教室など児童生徒の健康・安全に係る行事等のための活用については認めることとする。

【担当】 ○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
 学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)
 学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)
 ○保健管理等に関すること
 スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)



青教ス第919号
令和2年12月21日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長
学校教育課長
(公印省略)

部活動実施上の留意事項について（通知）

県立学校における部活動実施上の留意事項については、令和2年6月1日付け青教ス第253号で通知したところですが、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの変更等を踏まえ、別添のとおりまとめましたのでお知らせします。

各学校においては、本通知の内容について教職員等に周知するとともに、感染防止のための措置を講じた上で適切に実施するようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に応じて、対応を変更する場合がありますことを申し添えます。

【担当】

- 運動部活動に関すること
体育・健康グループ
TEL 017-734-9907（直通）
- 文化部活動に関すること
高等学校指導グループ
TEL 017-734-9883（直通）
特別支援教育推進室
TEL 017-734-9882（直通）

【部活動実施上の留意事項】

部活動の実施に当たっては、3つの条件（**密閉空間、密集場所、密接場面**）が重ならないよう、以下を参考に、実施内容や方法を工夫するなど、感染防止のための措置を講じた上で、**各学校長の判断により計画的に実施**すること。

1 部活動への参加に関すること

(1) 発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

※地域の感染状況によっては、同居の家族に風邪症状が見られる時も同様。

2 活動日、活動時間、活動場所に関すること

(1) 同一日、同一時間に多くの生徒が集まることを避けるため、各部の活動日、活動時間をずらすなどの工夫をすること。

(2) 体育館などの屋内で実施する場合は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度、窓を全開にする）、2方向の窓を同時に開けて換気をすること。

(3) ウェイトトレーニング場、武道場、教室、部室、更衣室等の狭い施設については時間や人数の制限をするなどの工夫をすること。

(4) 練習前後には、可能な範囲で施設、用具等の消毒をすること。特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は確実に消毒すること。

3 練習に関すること

(1) 石けんによるこまめな手洗い、練習後には洗顔をするよう指導すること。

(2) 飲み物、タオル、身に付ける用具は各自が準備し、共用しないよう指導すること。

(3) 飛沫感染が想定されるような練習及び至近距離での会話（顧問の指示等も含む）は、屋外であっても避けるよう工夫して活動すること。

(4) 公共、民間施設を利用する際には、利用する施設の指示に従うとともに、活動する人数を調整すること。

4 大会・行事、遠征、合宿等に関すること

(1) 大会・行事に参加する場合は、主催者及び事務局の留意事項等に従い、参加する人数を調整すること。

(2) 移動（バス、電車等利用）の際には、マスクを着用する、会話は控えめにする、降車後は速やかに手を洗うなど、基本的感染防止対策を確実に行うこと。

(3) 食事の際には、飛沫を飛ばさないような位置に座る、距離がとれなければ会話を控える、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するなど、基本的感染防止対策を確実に行うこと。

(4) 参加に当たっては、事前に会場となる地域（都道府県、市町村等）における感染状況及び対応制限等を確認の上、慎重に判断すること。また、宿泊を伴う際には、居室や共用スペース（食堂、浴室及びロビー等）における必要な感染防止対策を講じること。

5 その他

(1) 各競技団体が作成する競技別のガイドラインに留意すること。

む教総第362号
令和3年5月10日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

感染予防に係る今後の対応について

このことについて、令和3年4月27日付けむ教総第300号において大型連休中の感染予防に係る対応について通知しておりましたが、その後も都市部のみならず、県内においても、新規感染者が継続して発生し、複数のクラスターが発生しており、むつ市内においても感染者が発生するなど、このまま感染が拡大し続けると、当市の医療提供にも支障が生じることが懸念されております。

このことから、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の考え方との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

主な変更点としては、「大型連休中の感染予防に係る対応について」にもありましたとおり、「感染者多数発生地域」の定義を「緊急事態措置適用地域、まん延防止等重点措置の実施区域、直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」といたします。

各自の判断において感染予防対策をとりながら行動していただき、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式の実践例」に基づき行動するようお願いいたします。

また、市外への移動につきましても、感染症の発生状況を十分に確認していただき、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

なお、本通知に伴う変更は「当面の間」とし、今後の考え方につきましては、国内での感染の状況や政府の対応により判断し、通知することとなります。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111 (内線3110・3116)

対象	行動内容	1月12日からの考え方	5月10日からの考え方	変更点
児童生徒(在校生)	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への 不要不急 の旅行は、極力控えること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、 感染者多数発生地域※3 への不要不急の旅行は、極力控えること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2 ↓ 感染者多数発生地域※3
	検温	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	変更なし
	マスク	学校教育活動においては、 原則マスクを着用。	学校教育活動においては、 原則マスクを着用。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	変更なし
児童生徒(転入生)	むつ市内への転入	緊急事態措置実施地区から転入した児童生徒については、2週間の出席停止とし、不要不急の外出を自粛すること。 それ以外の県外からの転入者に関しては、体調管理に留意すること。	緊急事態措置適用地域 から転入した児童生徒については、2週間の出席停止とし、不要不急の外出を自粛すること。 それ以外の県外からの転入者に関しては、体調管理に留意すること。	緊急事態措置実施地区 ↓ 緊急事態措置適用地域 (字句の修正のみ)
県費負担教職員	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への 不要不急 の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、 感染者多数発生地域※3 への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2 ↓ 感染者多数発生地域※3
	出張	感染者多数発生地域※2への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と校長が認める場合のみ可とする。	感染者多数発生地域※3 への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と校長が認める場合のみ可とする。	感染者多数発生地域※2 ↓ 感染者多数発生地域※3
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	緊急事態措置実施地区からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置適用地域 からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置実施地区 ↓ 緊急事態措置適用地域 (字句の修正のみ)
学校給食調理員 学校給食作業員	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への 不要不急 の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、 感染者多数発生地域※3 への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2 ↓ 感染者多数発生地域※3
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	緊急事態措置実施地区からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置適用地域 からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置実施地区 ↓ 緊急事態措置適用地域 (字句の修正のみ)
スクールサポーター 小中一貫教育非常勤 講師 学校用務員 外国語指導助手	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への 不要不急 の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、 感染者多数発生地域※3 への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2 ↓ 感染者多数発生地域※3
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	緊急事態措置実施地区からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置適用地域 からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	緊急事態措置実施地区 ↓ 緊急事態措置適用地域 (字句の修正のみ)

対応変更

対象	行動内容	1月12日からの考え方	5月10日からの考え方	変更点
(参考)むつ市職員	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への 不要不急 の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、 感染者多数発生地域※3 への不要不急の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2 ↓ 感染者多数発生地域※3
	出張	感染者多数発生地域※2への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と部局長が認める場合のみ可とする。	感染者多数発生地域※2への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と部局長が認める場合のみ可とする。	変更なし
	他地域在住者との接触	緊急事態措置実施地区からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、チェックリストにより所属長及び部局長への報告及び体調管理に留意すること。	緊急事態措置適用地域 からの家族、親族の来訪については出来る限り自粛させること。 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、チェックリストにより所属長及び部局長への報告及び体調管理に留意すること。	緊急事態措置実施地区 ↓ 緊急事態措置適用地域 (字句の修正のみ)
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし

※1 「むつ市を含む下北」とは「むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村」を言う。

※2 1月12日からの考え方における「感染者多数発生地域」とは「直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」をいう。
検索サイトで「新型コロナ 感染状況のステージと6指標」と検索し、「新型コロナ 感染状況のステージと6指標 - Yahoo! JAPAN」を選択。
画面上部の「新規報告数」をクリックすることで確認が可能。
上記のサイトにおいて数値が「15.00」以上である都道府県が該当。
URL「<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number>」

※3 5月10日からの考え方における「感染者多数発生地域」とは「緊急事態措置適用地域、まん延防止等重点措置の実施区域、直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」とする。
「感染者多数発生地域」については、毎週水曜日に各学校にメールにてお知らせいたします。

(注意1) 市外出張、市外旅行を実施する際は新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCO)を活用するよう御協力をお願いいたします。

(注意2) 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断し、感染症拡大防止に御協力をお願いいたします。

む教総第 3 6 2 号
令和 3 年 5 月 1 0 日

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

感染予防に係る今後の対応について

平素より、教育行政につきまして御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年 4 月 2 7 日付けむ教総第 3 0 0 号において大型連休中の感染予防に係る対応についてお知らせしておりましたが、その後も都市部のみならず、県内においても、新規感染者が継続して発生し、複数のクラスターが発生しており、むつ市内においても感染者が発生するなど、このまま感染が拡大し続けると、当市の医療提供にも支障が生じることが懸念されております。

このことから、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の考え方との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

主な変更点としては、「大型連休中の感染予防に係る対応について」にもありましたとおり、「感染者多数発生地域」の定義を「緊急事態措置適用地域、まん延防止等重点措置の実施区域、直近 1 週間の新規感染者数が人口 1 0 万人当たり 1 5 人以上の都道府県」といたします。

各自の判断において感染予防対策をとりながら行動していただき、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式の実践例」に基づき行動するようお願いいたします。

また、市外への移動につきましても、感染症の発生状況を十分に確認していただき、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

なお、本通知に伴う変更は「当面の間」とし、今後の考え方につきましては、国内での感染の状況や政府の対応により判断し、通知することとなります。

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 2 2 - 1 1 1 1 (内線 3 1 1 0 ・ 3 1 1 6)

市教育委員会からの通知に係る今後の考え方について(R3. 5. 10～)

(別紙)

対象	行動内容	これまでの対応	今後の対応	変更点
児童生徒(在校生)	私用旅行	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への不要不急の旅行は、極力控えること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※3への不要不急の旅行は、極力控えること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2 ↓ 感染者多数発生地域※3
	検温	実施。 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	実施。 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	変更なし
	マスクの着用	学校教育活動においては、原則マスクを着用。	学校教育活動においては、原則マスクを着用。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	変更なし

※2 これまでの対応における「感染者多数発生地域」とは「直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」をいう。検索サイトで「新型コロナウイルス 感染状況のステージと6指標」と検索し、「新型コロナウイルス 感染状況のステージと6指標 - Yahoo! JAPAN」を選択。画面上部の「新規報告数」をクリックすることで確認が可能。
上記のサイトにおいて数値が「15.00」以上である都道府県が該当。
URL「<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number>」
不明な点があれば教育委員会又は学校にお問い合わせください。

※3 今後の対応における「感染者多数発生地域」とは「緊急事態措置適用地域、まん延防止等重点措置の実施区域、直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」とする。

備考 市外への私用旅行をする際は新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を活用するよう御協力をお願いします。
接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断し、感染症拡大防止に御協力をさせていただきます。

む教総第410号
令和3年5月14日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

青森県が感染者多数発生地域に該当した事に伴う今後の対応について

現在国内では、6都府県に対し緊急事態措置を適用し、8道県に対しまん延防止等重点措置を適用するなどこれまでにない危機感をもった対応がなされております。

県内でも、連日、多くの新規感染者が確認され、5月11日夕方時点で81人の入院者を抱え、病床の使用率は政府分科会の示した「医療のひっ迫具合（病床使用率）」の指標で感染急増段階を示す「ステージ3」となっております。

また、「1週間の10万人あたりの新規感染者数」においても「ステージ3」となっているところであります。

以上のような状況から今一度、感染予防対策を図る必要がありますので、下記事項について、貴下教職員に確実に周知し、留意の上対応くださるようお願いいたします。

記

【期間：一週間の10万人当たりの感染者数が15人を下回るまで】

※木曜日から水曜日までの間に15人を上回る日が1日でもあった場合、翌木曜日
から水曜日までは以下の対応を求めることとなります。

(例) 5月6日(木)から5月12日(水)までの間に15人を上回った場合
5月13日(木)から5月19日(水)までが対象期間。

※市HPにて全国の新規感染者の状況をまとめておりますので、御確認ください。

URL <https://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/37,90420,68,914,html>

- (1) 市外への不要不急の往来は強く自粛を求める。(通勤は除く。)
- (2) 感染者多数発生地域からの家族、親族等の不要不急の来訪はできるだけ控えていただく。
- (3) 緊急事態措置適用地域からの事業者等の来校は原則禁止。
- (4) 会食については、普段一緒にいる人と少人数で短時間で行うようにし、仮に親戚や友人であっても普段一緒にいない人とは極力控える。

職員及び御家族、そして市民の皆様のこれまでの対応がむつ市を新型コロナウイルス感染症から守ってきたということは、まぎれもない事実です。

引き続き、感染予防対策を徹底してくださるよう重ねてお願いいたします。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111 (内線3110)

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

青森県が感染者多数発生地域に該当した事に伴う今後の対応について

現在国内では、6都府県に対し緊急事態措置を適用し、8道県に対しまん延防止等重点措置を適用するなどこれまでにない危機感をもった対応がなされております。

県内でも、連日、多くの新規感染者が確認され、5月11日夕方時点で81人の入院者を抱え、病床の使用率は政府分科会の示した「医療のひっ迫具合（病床使用率）」の指標で感染急増段階を示す「ステージ3」となっております。

また、「1週間の10万人あたりの新規感染者数」においても「ステージ3」となっているところであります。

以上のような状況から今一度、感染予防対策を図る必要がありますので、下記事項について、十分留意の上、御対応くださるようお願いいたします。

記

【期間：一週間の10万人あたりの感染者数が15人を下回るまで】

※木曜日から水曜日までの間に15人を上回る日が1日でもあった場合、翌木曜日
から水曜日までは以下の対応を求めることとなります。

(例) 5月6日(木)から5月12日(水)までの間に15人を上回った場合
5月13日(木)から5月19日(水)までが対象期間。

※市HPにて全国の新規感染者の状況をまとめておりますので、御確認ください。

URL <https://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/37,90420,68,914,html>

- (1) 感染者多数発生地域への不要不急の往来は極力控えてください。
- (2) 感染者多数発生地域からの家族、親族等の不要不急の来訪はできるだけ控えて
いただくよう御対応ください。
- (3) 会食については、普段一緒にいる人と少人数で短時間で行うようにし、仮に親
戚や友人であっても普段一緒にいない人とは極力控えてください。

各自の判断において感染予防対策をとりながら行動していただき、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式の実践例」に基づき行動するようお願いいたします。

市内の移動につきましても、感染症の発生状況を十分に確認していただき、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

以上

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 22-1111 (内線3110)

人口10万人あたりの1週間の新規感染者数(都道府県別)

(記録日)	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5
北海道	10.32	10.74	11.03	10.90	11.45	11.83	12.70	13.60	14.59	15.73	16.70	16.93	18.10	18.38	20.19	21.70	22.29	22.67	26.78	26.30	28.44
青森県	7.70	10.35	10.35	11.24	11.40	11.48	11.24	12.92	11.88	13.00	13.08	14.21	13.56	13.40	12.44	11.64	11.32	10.91	11.08	11.48	11.00
岩手県	3.50	3.18	3.02	2.53	2.20	1.63	1.87	2.36	2.53	3.02	5.05	5.62	5.70	5.87	5.95	8.07	8.23	8.96	9.94	11.17	11.74
宮城県	25.63	24.15	21.86	19.95	18.04	17.52	16.74	15.78	16.83	14.96	13.70	13.83	13.44	12.71	11.32	8.85	9.02	8.41	9.41	9.93	9.41
秋田県	3.42	3.11	3.73	3.83	3.73	4.35	5.07	5.28	5.18	4.76	5.28	4.87	4.14	3.62	3.62	5.49	5.49	6.94	8.07	9.21	9.52
山形県	14.10	14.75	14.29	12.71	12.43	11.50	11.04	11.41	9.46	9.65	9.28	10.20	10.30	9.83	9.83	10.58	9.46	9.28	8.26	7.24	7.70
福島県	8.72	6.55	8.29	8.50	9.53	10.29	11.05	10.89	12.35	11.97	12.62	11.54	11.32	11.00	11.86	11.70	12.19	12.30	14.41	16.09	17.28
東京都	25.00	26.32	27.25	28.61	29.49	30.20	31.64	33.45	34.40	35.06	35.90	36.56	36.71	37.55	38.14	39.33	38.89	40.14	41.89	43.93	42.35
神奈川県	11.61	12.34	12.79	13.51	14.47	14.99	15.46	15.97	16.80	16.98	16.64	16.66	16.85	17.45	17.50	16.82	16.97	17.61	17.90	18.57	18.59
埼玉県	13.09	13.55	13.99	14.88	15.25	15.55	16.24	17.36	17.97	18.57	18.87	19.48	19.36	19.03	18.99	19.31	18.48	18.57	19.65	20.86	20.88
千葉県	10.39	11.18	12.03	13.02	13.77	13.82	14.52	14.75	14.70	14.44	14.30	14.32	14.08	14.44	14.94	15.11	15.96	15.13	15.71	16.63	16.57
茨城県	8.99	9.69	10.17	11.01	11.15	12.38	12.48	12.87	13.85	14.27	14.90	15.91	15.31	15.84	16.12	15.10	14.48	13.88	13.43	13.81	13.22
栃木県	8.27	8.12	7.03	7.08	7.29	7.19	7.17	7.39	7.39	7.55	7.34	8.22	8.38	9.20	9.36	9.82	9.15	9.41	9.00	9.26	8.27
群馬県	10.76	10.56	11.12	10.97	11.33	10.56	11.70	10.35	10.61	10.97	11.64	12.51	13.39	14.26	15.50	17.25	19.41	21.01	23.22	24.82	25.49
山梨県	6.04	5.55	4.93	5.43	5.30	6.04	7.27	6.41	6.91	7.15	7.77	8.26	8.63	9.25	10.60	9.86	11.71	11.84	12.45	12.33	10.23
新潟県	8.37	8.50	9.04	9.31	9.49	9.63	9.72	10.21	9.99	10.17	10.35	10.71	10.84	10.44	9.40	9.40	8.01	7.33	7.20	8.68	8.41
長野県	13.76	13.76	14.45	15.37	14.89	14.84	14.40	13.08	13.86	12.79	11.96	11.22	10.54	10.59	10.93	9.27	8.74	7.81	8.98	9.71	9.61
富山県	6.90	7.57	7.95	8.14	9.77	9.96	10.54	11.49	11.69	12.36	11.88	10.54	10.44	10.92	10.06	9.77	8.62	8.52	9.20	9.39	8.72
石川県	9.40	10.63	11.78	11.78	11.60	12.48	13.54	14.59	14.15	15.99	16.26	16.70	16.17	15.82	16.52	16.34	15.29	17.05	18.28	19.24	19.24
福井県	6.12	5.86	7.29	7.42	9.38	10.68	11.46	13.54	17.32	16.67	17.32	15.63	15.23	14.32	11.72	7.29	5.73	5.34	6.38	6.25	6.12
愛知県	15.20	16.17	16.86	17.29	18.33	18.35	18.64	19.92	20.93	21.73	23.11	23.34	23.83	25.05	25.20	27.00	27.11	27.87	29.48	31.34	30.52
岐阜県	7.45	8.25	9.86	10.62	10.77	11.68	11.73	12.13	12.58	11.83	12.78	13.94	14.24	15.10	16.16	17.61	17.01	18.97	20.03	21.64	21.19
静岡県	4.50	4.86	5.10	5.30	5.21	5.27	5.41	4.91	4.39	4.28	4.34	4.45	4.31	4.53	4.53	5.41	5.32	5.54	6.23	6.53	6.86
三重県	9.38	9.26	10.33	9.71	10.16	9.99	10.78	12.35	14.71	16.45	18.92	19.76	20.72	21.11	21.28	20.33	19.48	18.19	18.92	19.15	18.42
大阪府	74.16	77.01	80.21	82.14	86.60	87.90	88.51	89.78	89.32	88.81	88.08	86.16	88.49	89.36	89.57	89.62	88.25	90.12	90.20	89.35	85.42
兵庫県	41.31	44.64	48.23	51.72	54.92	57.37	58.05	59.07	59.99	61.01	62.81	64.03	64.34	65.72	66.36	66.14	61.87	60.23	61.42	62.00	58.96
京都府	22.14	23.07	23.23	23.54	24.89	27.53	29.77	29.89	31.48	32.64	35.81	37.13	37.51	37.20	37.67	37.20	37.05	36.43	36.97	37.05	37.09
滋賀県	11.39	12.16	13.93	15.42	16.90	18.03	18.46	19.24	19.09	21.07	23.06	22.42	22.63	22.63	22.56	22.56	20.16	21.00	21.36	21.99	21.99
奈良県	41.73	39.92	40.90	41.28	41.88	43.68	46.32	47.74	50.75	50.98	52.03	52.56	50.30	49.55	48.95	45.86	45.56	44.74	45.64	46.69	45.56
和歌山県	22.81	22.92	21.73	23.03	24.76	26.81	29.51	28.65	29.95	30.27	29.84	27.57	26.16	23.14	22.05	21.08	19.35	18.59	20.32	20.22	19.68
鳥取県	0.74	0.59	0.74	0.89	0.74	0.74	0.74	2.37	3.71	4.15	4.75	5.19	5.64	5.93	4.90	4.01	3.41	3.56	3.56	3.26	3.56
鳥取県	6.12	6.83	6.83	6.65	7.19	6.47	7.01	6.12	4.86	3.96	3.24	3.24	3.78	2.70	3.06	3.60	3.78	3.24	2.70	1.98	2.16
岡山県	11.59	12.65	12.22	12.80	13.81	14.29	15.40	16.77	16.72	18.36	20.26	20.48	20.90	21.38	22.91	25.77	26.40	25.71	28.31	32.06	33.17
広島県	3.60	3.96	4.28	4.64	5.31	6.13	6.85	7.17	7.88	8.88	9.42	9.49	9.52	10.24	11.06	12.34	14.05	14.73	16.69	17.55	18.54
山口県	2.21	2.72	3.53	6.04	6.77	7.95	9.20	10.60	11.41	12.59	11.56	12.15	11.34	12.59	12.74	13.55	11.86	12.08	12.59	13.03	10.97
徳島県	18.92	20.88	22.66	25.82	28.85	31.04	31.32	32.83	33.38	33.93	34.34	35.16	34.20	32.83	30.77	32.42	31.18	28.02	24.73	28.98	28.43
香川県	6.80	7.64	7.53	8.26	7.95	8.68	9.31	9.94	10.15	9.41	9.62	10.36	10.36	10.15	10.67	11.40	12.76	14.23	16.42	16.74	17.26
愛媛県	13.52	14.41	15.76	16.50	18.30	18.15	18.82	20.54	19.49	20.01	19.19	17.70	18.15	18.15	17.03	17.33	14.79	14.26	14.12	14.56	13.22
高知県	1.43	0.86	1.00	2.01	2.44	2.72	3.44	3.72	3.44	3.87	3.15	3.72	4.44	5.87	6.45	7.31	8.60	10.03	11.17	11.60	11.46
福岡県	9.72	10.87	12.56	13.68	14.81	16.40	17.99	19.71	22.81	24.80	28.43	32.82	33.52	35.97	39.83	41.16	42.44	43.04	44.65	47.22	46.47
佐賀県	6.99	7.12	6.87	8.10	8.83	9.33	12.52	15.09	18.40	20.61	21.23	22.94	22.45	19.63	18.28	16.20	15.58	15.95	16.56	17.42	18.65
長崎県	2.79	3.99	5.65	7.23	8.21	8.36	8.89	9.34	11.30	12.21	13.11	13.41	14.17	16.43	16.80	15.45	14.32	13.94	14.62	14.92	16.35
熊本県	1.83	2.86	3.49	4.58	4.98	7.49	8.52	9.50	10.76	12.19	13.16	15.90	16.36	17.11	18.71	19.62	19.79	21.05	20.59	19.57	18.59
大分県	2.64	2.47	2.64	2.73	3.00	2.73	2.82	5.02	8.46	11.89	18.06	23.17	25.99	29.96	30.31	30.22	31.10	28.99	27.22	28.99	28.37
宮崎県	6.06	6.24	6.24	4.19	3.91	3.08	2.89	3.17	3.91	4.29	7.18	8.20	8.57	9.23	10.07	10.90	11.46	11.37	12.58	14.73	16.12
鹿児島県	2.75	2.87	2.56	2.50	2.87	3.00	3.56	3.43	3.06	3.56	3.56	3.75	4.18	4.06	4.81	6.12	7.49	10.80	12.55	14.54	16.42
沖縄県	55.68	55.26	53.34	54.78	54.71	54.78	54.78	51.89	50.93	49.69	46.25	44.46	44.18	42.19	39.99	36.96	35.17	34.34	33.72	34.62	30.97

= 感染者多数発生地域(15.00以上(stage3以上))

= 主要延防止等重点措置自治体所在都道府県 =>

= 緊急事態宣言発令中の地域



制限地域